

平成 26年 7月 5日

日本臨床心理士養成大学院協議会 事務局 御中

要望書(第二弾)

公認心理師法案は、国民の心の健康に役立つ法案でしょうか？

奈良県臨床心理士会役員会 資格問題検討グループ

① 公認心理師法案はだれのための法案でしょうか？

現在、国会において継続審議の扱いになっている公認心理師法案について、率直な疑問があります。

もし、この法案が成立して資格化が現実のものとなった場合、大学学部卒業を基礎要件として臨床心理学を専門的に学んでいない専門家（？）が数多く誕生します。専門家としての知識や技能の質に、私たちは大きな不安を感じます。

「体の健康」への寄与を本分とする医師資格は、医学部で6年の課程を要しています。

「心の健康」に寄与するためには、大学院で臨床心理学を専門的に学ぶことが必須です。

学部卒の公認心理師を輩出することが、国民の心の健康に役に立つとは考えられません。現在の臨床心理士受験資格をモデルにして、「専門家としての資格はどうあるべきか」の検討をお願いします。

② 実績をあげてきた臨床心理士が、まずは重用されて当然でしょう。

臨床心理士は大学院修了を基礎要件として臨床心理学関連の学科を学び、心理臨床実習を厳しく課された上で、現場で臨床心理業務についています。

昭和63年以来、20余年にわたる積み重ねの中で文科省公益財団法人・日本臨床心理士資格認定協会によって認定された約2万6千人の臨床心理士が、医療や教育をはじめ、さまざまな分野で活躍していることは周知の事実です。阪神淡路大震災や東日本大震災の際に心のケア活動に精力的に従事し、国民から高く評価されました。スクールカウンセラー事業にも参与して、今では教育現場で欠かせない存在になっています。

これまで臨床心理士が国民に貢献してきた実績を正当に評価し、臨床心理士を国家資格として認定する法制化を求めます。

③ 公正・公平に審議を尽くし、臨床心理士を先行的に国家資格化することを要望します。

どのような議題でもそうですが、議案について一方に偏らず、公正・公平に審議することが大切です。公認心理師法案の審議では、国民の福祉の観点から「どのような要件を備えた資格が必要か」を公正・公平に議論し、少なくとも「現在すでに実績のある、高い専門性を有した『臨床心理士』を先行的に国家資格化する」との条項を加えるか、もしくは附帯決議を行うことを強く要望します。

④ 日本臨床心理士資格認定協会と日本臨床心理士養成大学院協議会への要望

これらの要求の実現に向けて、臨床心理士の認定母体である日本臨床心理士資格認定協会と育成母体である日本臨床心理士養成大学院協議会が、臨床心理士の国民に対して果してきた実績を基に、臨床心理士の国家資格化に向けた組織的取り組みを行うよう要望いたします。

以上